

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第40号

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(13)まで (略)</p> <p>(14) 会計年度任用職員の親族（別表第2の死亡した人の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数以内</p> <p>(15)から(20)まで (略)</p> <p>2から7まで (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(13)まで (略)</p> <p>(14) 会計年度任用職員の親族（別表第1の死亡した人の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数以内</p> <p>(15)から(20)まで (略)</p> <p>2から7まで (略)</p>

改正後
別表第2（第14条関係）（忌引日数表）

死亡した人	付与日数			
	フルタイム会計年度任用職員		パートタイム会計年度任用職員	
	同居	別居	同居	別居
配偶者	10日以内	10日以内	<u>7日以内</u>	<u>7日以内</u>
本人の父母	7日以内	7日以内	<u>7日以内</u>	<u>7日以内</u>
本人の子	7日以内	5日以内	<u>7日以内</u>	5日以内
(略)				
配偶者の父母	7日以内	5日以内	<u>5日以内</u>	<u>3日以内</u>
配偶者の子	7日以内	1日以内	<u>5日以内</u>	1日以内
(略)				
備考				
(略)				

改正前				
別表第2（第14条関係）（忌引日数表）				
死亡した人	付与日数			
	フルタイム会計年度任用職員		パートタイム会計年度任用職員	
	同居	別居	同居	別居
配偶者	10日以内	10日以内	<u>5日以内</u>	<u>5日以内</u>
本人の父母	7日以内	7日以内	<u>5日以内</u>	<u>5日以内</u>
本人の子	7日以内	5日以内	<u>5日以内</u>	5日以内
(略)				
配偶者の父母	7日以内	5日以内	<u>3日以内</u>	<u>1日以内</u>
配偶者の子	7日以内	1日以内	<u>3日以内</u>	1日以内
(略)				
備考				
(略)				

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(総務部人事課)